

令和7年度 第1回さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会会議録

開催日時 令和8年2月13日（金） 午前10時30分 ～ 12時
開催場所 北図書館 イベントルーム
出席者 曾木聡子委員長、遠間良和副委員長、あらい太朗委員、小林桂子委員、藤橋誠委員
欠席者 なし
事務局 長谷川北図書館長兼視聴覚ライブラリー館長
(事務担当) 谷口館長補佐、尾崎参与、田部館長補佐

公開・非公開の別 公開
非公開の理由 —
傍聴人の数 0人

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 中央図書館長のあいさつ
- 4 北館長のあいさつ
- 5 議 事
 - (1) 委員長及び副委員長の選出
 - (2) 視聴覚ライブラリーの概要について
 - (3) 視聴覚ライブラリーの事業について
 - (4) 16ミリフィルムとVHSの保存状況について
- 6 その他
- 7 閉会

●議事（1）委員長及び副委員長の選出

さいたま市立視聴覚ライブラリー条例施行規則第4条第1項により委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定めるとなっている。立候補がなかったため、事務局案として委員長を「曾木委員」、副委員長を「遠間委員」と示す。拍手をもって承認される。

曾木委員長

委員長を仰せつかりました曾木です。どうぞよろしくお願ひいたします。皆様からの案、適切な意見お待ちしておりますのでよろしくお願ひいたします。

遠間副委員長

副委員長を仰せつかりました遠間といいます。何かあればお声がけいただければと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

●議事（2）視聴覚ライブラリーの概要について

視聴覚ライブラリーに法的根拠はない。戦後GHQが映画で民主化を進めるため政策的に

始めたもの。地方教育行政組織及び運営に関する法律30条に「それぞれの自治体が附属機関を作ることができる」とありそれに基づいてということになる。さいたま市は視聴覚ライブラリー条例と条例施行規則がある。

昭和23年に16ミリ映写機を使って自治体が住民に映画を観せて民主化をしていこうとなり、昭和24年に文部省からの通達等もあり名称としてはじめて「視聴覚ライブラリー」が登場する。昭和25年に「視聴覚資料は司書が扱う」という文部省次官通達があった。それが図書館で視聴覚ライブラリーの事務を扱う根拠になっている。

昭和46年に「都道府県に視聴覚ライブラリーを設置する」となり、その後「市町村にも設置する」という方向性が示された。

当時の基準によって大宮市26万の人口に対し16ミリ映写機は10台必要とされた通知の中で「視聴覚ライブラリーの運営委員会の設置」というのが示された。

昭和48年に大宮市に視聴覚ライブラリーが設置されるが、それ以前は大宮市に「学校視聴覚ライブラリー」という組織があり、活動していた。

今現在「視聴覚ライブラリー運営委員会」を設置しているのは埼玉県内だとさいたま市と三郷市のみ。政令指定都市で運営委員会があるのはさいたま市と京都市のみとなっている。

●議事（3）視聴覚ライブラリーの事業について

1 利用状況及び教材数等について

①教材数

・16ミリフィルム	1512本
・ビデオテープ	1305本
・DVDソフト	485本

16ミリフィルム及びビデオテープについては前年度と同数。DVDソフトについては前年度より12本増となっている。

②機材数について

・16ミリ映写機	19台
・液晶プロジェクター	5台
・DVDプレイヤー	5台
・スクリーン	30台
・暗幕	88枚
・スピーカー	9台

③利用状況

- ・登録団体 635団体（令和6年度）
前年度から15団体増（内訳：幼稚園・保育園関係6団体、さいたま市関係2団体他）
- ・利用件数 356件（令和6年度）359件（令和5年度）
前年度とほぼ同数。教材の利用状況につきましてもほぼ前年と同数になっている。

曾木委員長

申込窓口が北図書館になっているのはわかるが、利用の方法は、どのようになっているのか？

長谷川館長

さいたま市は、市内25か所のどこの図書館でも受取と返却ができるが、これは全国でも

めずらしい仕組みだと聞いている。

藤橋委員

保育園や幼稚園の子が観ても楽しい内容なのか？

長谷川館長

ディズニーの短いものや日本の昔話、魔女の宅急便、忍たま乱太郎、ちびまる子ちゃん、蔵などを所蔵している。

藤橋委員

それらの著作権は？

長谷川館長

市内で団体に貸出して上映することを前提に許諾をえて購入しているので、個人貸出用の映像ソフトの著作権とは異なるものになる。

2 16ミリ映写機操作技術講習会について

16ミリ映写機の操作を行う上で必要な技術を習得していただくことでスムーズな上映を実施することを目的として毎年開催している。令和7年度につきましては、令和7年11月28日（金）及び11月30日（日）に開催した。平日に参加できない方のために休日の開催もした。日曜日開催の講習会につきましては、定員を超える申込みがあった。2日間で合計16名の参加となり、修了証の交付をした。

藤橋委員

技術講習会をやり続ける主な理由は何か？

田部館長補佐兼係長

16ミリ映写機を操作、上映するには修了証を持っていることが前提となっている。講習会において技術を習得することで、視聴覚ライブラリーの団体登録を増やし利用の促進につながるとして毎年行っている。

長谷川館長

戦後から続く16ミリフィルムの文化を終わらせるのはもったいない。子供たちに上映してみると音が途切れるなど新鮮にうつるようだ。講習会を続けているのは、当館と埼玉県だけだが、県はライブラリーを閉鎖している。現在、映画館の上映もフィルムではなくDVDになっている。フィルムの文化を残すという意味でも価値があるのではと続けている。

藤橋委員

映像を作るには、脚本を書いてカット割りをし絵コンテを作ってワンカットずつと考えていく。フィルムだとその原理が一番わかりやすいのでそういった意味ではフィルムの文化を残すのはとても有意義だと思う。フィルムはほっておくと吸着してしまうと思うので、それをスキルを持った人達に回してもらえるとといった意味もあるのか？

長谷川館長

そのような意味も兼ねている。昭和の頃のように、自治会等で映写会等開催することはほとんどなくなっている為、映画を見ることで感動の共有を得ることもある。視聴覚ライブラリーが衰退していることは間違いないが、これまでの歴史を大事にしていきたい。

遠間副委員長

まずは無料で上映するという。図書館は無料で上映できる。保育園や学校、公民館等は無料で上映してもよいという法律がない。そうすると視聴覚ライブラリーというものが存在して資格があるものが無料で投影してもよいということになる。映画会が必要な団体や施設というのがあって無料で上映したいとなるとどうしても必要な制度であると考え。

フィルムは、だんだんとDVDやプロジェクターなど他の媒体に変わりつつもある。そのような違う媒体のものを仕入れていくのがいいのか、フィルムを変換していく等のほうがいいのか考えていく必要がある。

3 ショートフィルム制作プロジェクトについて

講師の指導のもと中高生がシナリオ作成から撮影、編集まで行い4日間で短編映画を2本完成させた。今年で6回目の開催。10月に上映会を行った。また、岩槻映画祭でも上映予定。次世代に映像を伝えるということ、また学校も学年も違う生徒が集まって行うことで授業や部活動とは違ったコミュニティで経験を得られる機会となっている。

藤橋委員（ショートフィルム制作プロジェクト講師）

今、誰でも気軽に映像を撮れる時代になっている。だからこそ、大きいカメラでの撮影や自分たちで脚本を書くなどゼロベースから作るということを1回経験してもらうことでスマホに戻った時に考え方が変わると思う。ゼロから作るのは面倒だが、完成した後に「映像っておもしろいね」って思ってもらえる機会になったと思う。

曾木委員長

視聴覚ライブラリーというと機材の貸出がメインと思うが、中高生が参加して映像を作るというイベントがあるのはすごく良いと思う。そこが他とは違う特別な視聴覚ライブラリーだと思う。

作成したショートフィルムがユーチューブにもあがっている。作品はとても面白いので皆さんもぜひご覧いただきたい。

●議事（4）16ミリフィルムとVHSの保存状況について

VHSについては2025問題、16ミリフィルムについてはビネガーシンドロームという劣化の問題がある。ビネガーシンドロームとは、セルロース製のフィルムが大気中の水分を含んで加水分解することである。初期に作られたフィルムは可燃性であったが、幸い当館には該当のものはない。VHSは、ほとんどが学校教材であるが、市が独自に作ったものもあり、地域資料として保存しなければならない。「大宮ニュース」に関しては、DVDにして複製している。

遠間副委員長

DVDにダビングできる機材を図書館は購入したほうがよいと思う。地域資料等貴重な資料は、保管したほうがよいと思う。

小林委員

図書館振興財団等、デジタルズに使える補助金を出しているところがあると思う。やらなければならないものをリスティングして単純なデジタルズに関しては補助金等を活用して行い、複雑なものに関してはこのような場で考えていくのがよいか。さいたま市のチャンネルのコンテンツで例えば「大宮ニュース」を流すのもよいのでは。

あらい委員

市民が貴重な資料があるということを知らないと思うのでアピールする必要があるのではないか。残せる方法があるのであれば残していったほうがよいと思うが、16ミリフィルム自体に意味があるということであれば劣化して見られなくなるのかもしれないのではという考えもある。内容がどのようなものなのかを市民にどのように伝えたらよいか難しい。何を残すのかが見えてこない動きが出てこないのではないか。

小林委員

残す残さないの基準がすごく難しい。何を面白いと思うのかは作ることができる。例えば時事物が10年たれば別の見方ができる。今ある資料はそのような性質のものだと思うので教育やメディア研究の対象になる可能性もあるではないか。サイトなどで「売り」を示していけばよいのではないか。

藤橋委員

アーカイブでデータにしてしまうのが一番よいと思う。どれを残すかは貸出の少ないものは廃棄し保育園や図書館でながすものはフィルムとして残していくなどドライに考えてよいのではないか。先程の「大宮ニュース」だが、民間のミニシアター等で上映の前にながしてもらえれば話題になるのではと思う。

曾木委員長

VHSの再生機器があるかどうか問題。再生機器がないのであればVHSをそのまま残していく必要があるのか。記憶としての物にしかならないとなると意味があるのか。市民にはもっともっと知らせていく必要がある。

本日は、課題の受容ができたので解決に向かって考えていきたい。来年度以降また協議していきたい。

●閉会